

広島県告示第九百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上三永竹原線	東広島市西条町上三永字仙女峯二四七番一地从先から 東広島市西条町上三永字仙女峯二五八番一地从先まで 東広島市西条町上三永字竹添六番一地从先から 東広島市西条町上三永字竹添六番一地从先まで	平成十九年九月一三日